

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員選任・解任委員についても、この規則を準用するものとする。

(報酬等の額及び算定方法)

第2条 役員等に対する報酬は、支給しないものとする。

2 役員等に対して、次の各号に掲げるところにより、費用弁償を支給する。

(1) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会への出席

日額 3,000円

(2) 前号以外に法人の業務のために出勤

日額 3,000円

3 出張命令・依頼により、交通費及び宿泊費等が必要な場合は、法人職員の例により算定した額を支給する。

(法人職員給与との併給)

第3条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、この規則に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法等)

第4条 役員等に対する報酬等は、会議等に出席又は出勤した都度、支給する。

2 出張の交通費及び旅費の支給方法は、法人職員の例による。

(公表)

第5条 法人は、この規則を役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この規則は、平成29年6月27日から施行する。
2. 社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会役員等の費用弁償に関する規則（平成20年3月24日制定）は廃止する。